

令和7年4月1日

不祥事防止に向けた校内ルールについて

県立石岡特別支援学校

教職員の規範意識を高め、不祥事を起こさない体制を整えることを目的として、以下の内容を校内ルールとする。

1 個人情報の保護・管理

- ・ 個人情報を含むものは原則持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合は、管理職に相談の上、「公文書等持ち出し記録簿」「タブレット端末等校外利用申請書」に記入し、承諾を得る。
- ・ 教室や児童生徒の目にとまるところに個人情報を放置しない。職員室においても、個人情報の管理は最新の注意を払う。
- ・ 複数人にメールを送信する場合には BCC を使う（TO を自身に、他者を BCC にする等）。誤送信防止のために複数人で確認する。

2 体罰・セクハラ・わいせつ行為の禁止

- ・ 体罰はいかなる事由によっても行ってはならないことを認識し、指導の際に行き過ぎた行為がないようにする。
- ・ 児童生徒への個別指導には、原則複数人で対応する。
- ・ 児童生徒への不必要な身体接触は行わない。
- ・ 職員だけでなく、児童生徒や保護者に対しても、相手が不快に感じる言動は慎む。
- ・ 保護者及び児童生徒と電話、メール、SNS 等による私的なやりとりは行わない。

3 公金の取扱いについて

- ・ 現金での集金はできる限り行わない。
- ・ すべての会計処理において帳簿などを整備し、会計監査を受ける。

4 盗撮等の防止に向けて

- ・ 個人所有の PC、タブレット端末、スマートフォン等での写真撮影は行わない。
- ・ 盗撮機器の設置を防ぐため、ロッカー、棚、机、教卓等は常に整理整頓する。
- ・ 月例安全点検を確実にいき、不審なものがあつた際には速やかに報告する。

5 交通法規の遵守

- ・ 飲酒をした場合は、運転は絶対に行わない。なお、翌日までアルコールが体内に残存する場合があることも考慮する。
- ・ 自動車等を運転する場合には交通法規を守り、安全運転に徹する。交通事故を起こしてしまった場合は、速やかに警察や消防に通報し、適切な対応を行う。
- ・ 交通法規の違反、事故等があつた場合は速やかに管理職に報告する。

6 個人所有のスマートフォン等の使用について

- ・ 個人所有のスマートフォン、タブレット端末等での撮影は行わない。
- ・ 教室や児童生徒の目にとまる場所での私的な使用はしない。ただし、緊急時の場合はできるだけ児童生徒の目につかない場所で使用する。
- ・ 勤務時間内の SNS 等への投稿は行わない。